



平成28年5月13日

各 位

上 場 会 社 名 センコー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 竹谷 聡
(T E L . 06-6440-5155)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割 契約締結及び定款の一部変更（商号、本店所在地及び 事業目的の一部変更等）に関するお知らせ

当社は、平成28年3月18日付「持株会社体制への移行に関するお知らせ」において、平成29年4月1日を目処に持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、本日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制へ移行するため、当社の100%子会社との間で吸収分割契約の締結を承認すること（係る吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。）及び平成28年6月28日開催予定の第99回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件分割後の当社は、平成29年4月1日付（予定）で商号を「センコーグループホールディングス株式会社」に変更し、本店所在地を東京都江東区に移転するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更（商号、本店所在地及び事業目的の一部変更）につきましては、労働組合との協議の他、平成28年6月28日開催予定の当社定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件に実施いたします。

なお、本件分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行目的

当社企業グループは、従来から当社を事業持株会社として運営してまいりましたが、今回、純粋持株会社に移行することにより、①ガバナンス体制の強化、②各事業会社の責

任と権限の明確化、③意思決定の迅速化、を図ることによって、グループ体制を一層強化し、さらなる企業価値向上を目指します。

- 1) 純粋持株会社では、中長期視点からの戦略立案及び資源配分を行い、事業会社の成長・拡大を支援するとともに、新規事業開発やM&Aへの対応を行います。
- 2) 事業会社では、事業環境の変化への的確な対応を図り、自らの事業領域での成長を追求します。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成28年3月18日
分割準備会社の設立	平成28年4月15日
吸収分割契約承認取締役会	平成28年5月13日
吸収分割契約締結	平成28年5月13日
吸収分割契約承認時株主総会	平成28年6月28日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成29年4月1日(予定)

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社(以下「分割会社」といいます。)とし、当社100%出資の準備会社を吸収分割承継会社(以下「承継会社」といいます。)とする分社型の吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

本件分割に際して承継会社であるセンコー分割準備株式会社は普通株式200株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権及び新株予約権付社債の取扱いについて、本件分割による変更はありません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

当社の資本金について、本件分割による変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で平成28年5月13日に締結する分割契約書に別段の定めがあるものを除き、効力発生日に当社が営む分割対象事業に関する資産、負債及び一切の債権債務、雇用契約その他権利義務の全てを分割期日において当社から承継するものといたします。

なお、債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後、当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

3. 本件分割の当事会社の概要

	分割会社 平成28年3月31日現在	承継会社 平成28年4月15日設立時現在
(1)名称	センコー株式会社	センコー分割準備株式会社
(2)所在地	大阪市北区大淀中一丁目1番30号	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
(3)代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 福田 泰久	代表取締役社長 福田 泰久
(4)事業内容	物流事業、商事・貿易事業、その他 事業	物流事業、商事・貿易事業、その他 事業
(5)資本金	24,011百万円	10百万円
(6)設立年月日	昭和21年7月20日	平成28年4月15日
(7)発行済 株式数	144,834千株	200株
(8)決算期	3月31日	3月31日
(9)従業員数	2,800名(単体) 11,992名(連結)	0名
(10)主要 取引先	旭化成株式会社 積水ハウス株式会社 イオン株式会社	平成28年4月設立のため該当事項 はありません。
(11)主要 取引銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行
(12)大株主 及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口) 14.16% 旭化成株式会社 8.06% 日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口) 5.73% NORTHERNTRUSTCO.(AVF C) 4.75% 積水化学工業株式会社 4.69%	センコー株式会社 100%

(13)当事会社 間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済み株式の100%を保有しております。		
	人的関係	分割会社は、承継会社取締役に派遣しています。		
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、分割会社との取引関係はありません。		
(14)最近3年間の経営成績及び財政状態				
	センコー株式会社(連結)			センコー分割準備株式会社(個別)
決算期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成28年 4月15日現在
連結純資産	72,302百万円	92,743百万円	100,009百万円	10百万円
連結総資産	243,570百万円	285,309百万円	269,461百万円	10百万円
1株当たり 連結純資産	539.52円	581.46円	613.71円	50,000.00円
連結営業収益	333,883百万円	398,447百万円	434,000百万円	
連結営業利益	12,122百万円	13,649百万円	17,497百万円	
連結経常利益	11,305百万円	13,234百万円	17,178百万円	
連結当期純利益	6,503百万円	7,073百万円	8,542百万円	
1株当たり 連結当期純利益	51.89円	55.06円	60.43円	
1株当たり配当金	16.00円	17.00円	—	

(注1) 分割会社は、平成29年4月1日付で「センコーグループホールディングス株式会社」に商号変更予定です。

(注2) 承継会社は、平成29年4月1日付で「センコー株式会社」に商号変更予定です。

(注3) 承継会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

物流事業、商事・貿易事業、その他事業(ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除く。)

(2) 分割する部門の経営成績(平成28年3月期)

	分割事業実績(a)	当社単体の実績(b)	比率(a÷b)
営業収益	204,374百万円	204,374百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(平成28年3月31日現在)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価格	項 目	帳簿価格
流 動 資 産	34,359 百万円	流 動 負 債	36,158 百万円
固 定 資 産	111,660 百万円	固 定 負 債	8,980 百万円
合 計	146,019 百万円	合 計	45,139 百万円

(注) 上記金額は平成28年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 会社分割後の状況(平成29年4月1日現在(予定))

	分割会社	承継会社
(1) 名称	センコーグループホールディングス株式会社 (平成29年4月1日付で「センコー株式会社」より商号変更予定)	センコー株式会社 (平成29年4月1日付で「センコー分割準備株式会社」より商号変更予定)
(2) 所在地	東京都江東区潮見二丁目8番10号 (平成29年4月1日付で「大阪市北区大淀中一丁目1番30号」より所在地変更予定)	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 福田 泰久	未定
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理など	物流事業、商事・貿易事業、その他事業
(5) 資本金	24,011百万円	10,000百万円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

6. 会計処理の概要

本件分割は共通支配下の取引として会計処理する予定です。

7. 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、不動産賃貸収入、受取利息収入、経営管理料収入が中心となります。また、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定です。

II. 定款の変更

1. 定款変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「センコーグループホールディングス株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更し、本店の所在地を東京都江東区に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
<p>第1条(商号) 当社は、<u>センコー株式会社</u>と称し、<u>英文では、SENKO Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)貨物自動車運送事業 (2)貨物自動車利用運送および運送取次事業 (3)鉄道利用運送および運送取次事業 (4)倉庫業 (5)海上運送事業 (6)内航海運業 (7)内航海運利用運送および運送取次事業 (8)外航海運利用運送および運送取次事業 (9)港湾運送事業 (10)航空利用運送および運送取次事業 (11)航空運送代理店業 (12)航空機給油業 (13)構内荷役作業 (14)荷造包装事業ならびに機械器具、装置等の組立および解体 (15)重量物の運搬、架設、設置およびこれに付随する事業</p>	<p>第1条(商号) 当社は、<u>センコーグループホールディングス株式会社</u>と称し、<u>英文では、SENKO Group Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を管理することを目的とする。</p> <p>(現行どおり)</p>

- (16) 通関業
- (17) コンサルティング事業
- (18) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理業
- (19) 土木工事業、建築工事業、大工工事業、
とび・土工工事業、内装工事業、機械器
具設置工事業
- (20) 下記物品の輸出入および販売業
 - (イ) 石油およびその他燃料類、石油製品、
化学品、合成樹脂、電子材料、合成
繊維、繊維原料、塗料
 - (ロ) 建築資材、鉄鋼材、包装資材、運搬資
材、合板、紙製品、製紙原料
 - (ハ) 食料品、酒類、飲料水、衣料品、日用
雑貨、洋品雑貨、寝装品、事務用品、
防火器具、貴金属、家具
 - (ニ) 自動車、自動車部品、産業用運搬車
両、荷役運搬機械、電子機器、通信
機器、自動販売機、家庭用電気製
品、空調機器
- (21) 古物売買業
- (22) 自動車分解整備事業
- (23) 総合リース業
- (24) 損害保険代理業
- (25) 自動車損害賠償保障法にもとづく保険代
理業
- (26) 生命保険募集に関する業務
- (27) コンピューターによる情報処理ならびにソ
フトウェアの開発および販売、情報通信サ
ービスの提供
- (28) 労働者派遣事業
- (29) 文化施設、スポーツ施設、レストラン、喫
茶店および宿泊施設の経営ならびに賃貸
業
- (30) 産業廃棄物処理業
- (31) 職業教育訓練施設の運営
- (32) 発電および売電に関する事業
- (33) 有価証券等の取得、保有および処分
- (34) 投資運用業

(現行どおり)

<p>(35) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</p> <p>(36) 前各号に関連する一切の業務ならびにこれに必要な事業の投資 <u>(新設)</u></p> <p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>第4条～第41条(省略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を<u>東京都江東区</u>に置く。</p> <p>第4条～第41条(現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> <u>第1条 第1条(商号)、第2条(目的)および第3条(本店の所在地)の変更は、平成29年4月1日をもって効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成29年4月1日をもってこれを削るものとする。</u></p>
--	--

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 平成28年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日 平成29年4月1日(予定)

以上